



経済活動回復に向けて

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって、企業の海外事業活動は著しく停滞しており、既存事業への影響に加えて、新規事業やM&Aの延期や中止も相次いでいます。

MARR(株式会社レコフデータ)が5月7日に公表した緊急アンケート「新型コロナ禍によるM&Aへの影響」調査(調査期間2020年4月21日～4月27日、回答数97人)によると、新型コロナウイルスがM&Aの検討に与えた影響について、「中止された買収案件がある」が31%で最も多く、続いて「中止された売却案件がある」が15%となっています。また、「事実上のM&Aの凍結状態にある」は26%と、「全社的にM&Aが一時凍結された」の5%を合わせると、約3割の取引が凍結されたことも明らかになっています。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、日本への渡航制限はもちろん各国での渡航制限も未だ続いており、国際間取引の回復にはしばらく時間を要する状況です。

一方で、同調査結果によると、「買収の検討を新たに開始した」企業も約2割にのぼっており、コロナ禍による買収価格の低下を好機とみて動き出している企業も存在しています。

弊社にも5月後半から海外進出に係る問い合わせや、クロスボーダーM&A案件の交渉の再開に係る連絡が増加してきました。海外事業についてお困り事がございましたら、弊社までお気軽にお問合せください。

アジア デジタルサービス税制改正

今年に入って、アジア各国で国際間の電子商取引(EC)などのデジタルサービスに係る税制改正が相次いでいます。

①シンガポール:1月から国外事業者が提供するデジタルサービスに対して、7%のGSTが課されます。

②マレーシア:1月から国外事業者が提供するデジタルサービスに対して、6%のサービス税が課されます。

③インド:4月から国外事業者が提供するデジタルサービスに対して、2%の平衡税が課されます。

④インドネシア:7月から国外事業者が提供するデジタルサービスに対して、10%のVATが課されます。

⑤フィリピン:5月に国外事業者が提供するデジタルサービスに対して12%のVATを課す課税法案が下院に提出されました。

※上記は全て国内事業者向けのサービスが対象です。なお、各国において上記課税の対象となるデジタルサービスの定義は異なるため、注意が必要です。

日本から当該国に所在する顧客に対してデジタルサービスを提供する場合、課税の取扱いに留意する必要があります。

JETROの「海外 税務・会計相談に関するアドバイス業務」を受託

CaN International Groupは、昨年度に引き続き、2020年度JETROの海外 税務・会計相談に関するアドバイス業務を受託しました。今後とも日系企業の海外事業の支援業務に注力していく所存でございます。